

区立公園におけるドッグラン設置の基本的考え方

令和6年3月(改定)

港区街づくり支援部

はじめに

区は、平成 18 年 9 月に策定した「港にぎわい公園づくり基本方針」において、『人と犬がふれあえるレクリエーション空間づくり』を基本方針として掲げ、人と犬との共存を目指し「ドッグランの設置」について検討することを示しました。

また、平成 19 年 4 月から平成 22 年 3 月まで 3 年間のモデル事業として、芝浦中央公園で試行的にドッグランを開設しました。

ドッグラン試行の検証結果、試行期間に公園の利用者からいただいたご意見などを踏まえ、平成 23 年 3 月に「区立公園等におけるドッグラン設置の基本的考え方」を策定しました。ドッグランの設置については、これまでの間、区立公園、都立公園、オープンスペースにおいて、検討を進めてきました。しかし、芝浦中央公園と港南緑水公園の 2 公園での設置以降、設置条件(面積要件、近隣・公園利用者の理解)を満たす候補箇所が見つからず、整備が進んでいない状況です。

この間、区民、利用者、事業者など、地域の力を結集し、にぎわいある公園づくりを更に進めていくため、「港にぎわい公園づくり基本方針」を改め、令和 4 年 3 月に「港にぎわい公園づくり推進計画」として、新たな計画を策定しました。

また、令和元年度公園等利用実態調査委託の結果から、犬の散歩を目的に公園等を多くの方が利用しており、ドッグラン設置の必要性が伺えます。さらに、請願や議会等でも多くの要望が出ています。

これらの変化に対応しつつ、公園等の魅力を高めるとともに、まちのにぎわいにつなげるため、規模を縮小したドッグランの新たな設置に向け、「区立公園におけるドッグラン設置の基本的考え方」を改定しました。

目次

第1章	ドッグランの必要性とこれまでの取り組み	1
1	ドッグランの必要性と効果	1
2	港にぎわい公園づくり推進計画	1
3	区立公園等におけるドッグラン設置の基本的考え方(平成23年3月)	2
4	区内の公園等の整備状況について	3
5	港区における畜犬件数及び犬種について	3
6	区内に設置されているドッグラン	4
7	ドッグラン設置における課題について	5
第2章	公園におけるドッグランの標準面積及び最小面積の検討	6
1	ドッグランの標準面積の検討	6
2	ドッグランの最小面積の検討	6
第3章	区立公園におけるドッグラン設置の基本的考え方	9
1	ドッグラン設置検討に当たっての条件	9
2	ドッグランの整備内容	10
3	ドッグラン設置の検討方法について	11
4	ドッグランの管理運営に当たって	14

第1章 ドッグランの必要性和これまでの取り組み

1 ドッグランの必要性和効果

ドッグランを公園に設置する必要性は、公園における犬をめぐる事故やトラブルを防止することで安全性、快適性を確保するとともに、人と犬が互いに気持ちよく利用できるレクリエーション空間をつくり、飼い主のマナーの向上を図ることで、人と犬とが共存し、にぎわいと楽しさのある公園づくりを実現することにあります。

公園にドッグランを設置することにより、以下のような効果が期待されます。

(1) 全ての利用者が快適に利用できる公園づくり

港区における畜犬登録頭数は増加傾向にあり、また令和元年度に実施した公園等利用実態調査の中でも、犬の散歩による利用は確認されており、他の利用との調整を図っていくためにも、ドッグラン設置の必要性が高いことがうかがえます。

ドッグランを設置することにより、一般の利用との棲み分けが行われ、公園での放し飼いによる事故などの危険を防止し、飼い主以外の公園利用者もより快適に利用できるようになります。

(2) 飼い主のマナー向上

ドッグランは、単に愛犬家が自分のペットを放し飼いするだけの場ではなく、公共空間としてお互いに基本的マナーを守ることにより初めて、安心して過ごせる空間となります。ドッグラン設置と併せて、飼い主のマナー教室や犬のしつけ方教室などを開催することにより、飼い主のマナーがより一層向上します。

飼い主のマナーが向上することにより、犬のフンの放置がなくなるなど、公園に限らず道路等においても清潔で快適な環境形成が期待されます。

(3) コミュニティの場の形成

人と犬が互いに気持ちよく利用できるレクリエーション空間をつくることにより、都会においては希薄になりがちな住民間コミュニティが犬を通じて形成されることが期待されます。

2 港にぎわい公園づくり推進計画

区は、区民、利用者、事業者など、地域の力を結集し、にぎわいある公園づくりを更に進めていくため、令和4年3月に「港にぎわい公園づくり推進計画」を策定しました。この中で、ドッグラン設置について、引き続き、区立公園や都立公園での設置検討を進めるとともに、開発事業等を通じて整備される公園、オープンスペースの利用や、規模を縮小したドッグランの設置も検討していくと示しています。

3 区立公園等におけるドッグラン設置の基本的考え方(平成23年3月)

平成23年3月に策定した区立公園等におけるドッグラン設置の基本的考え方においては、以下3点を設置検討に当たっての条件としています。

- ① ドッグランの標準面積を確保できること
ドッグランを設置しても、ドッグラン以外の利用に供する公園面積を十分確保できる規模の公園であること。
エリア区分や地面の材質、フェンスの構造など『ドッグランの整備内容』に示した整備が可能であること。
- ② 当該公園利用者の理解が得られること
ドッグラン設置による一般利用者との棲み分けを行うことで、公園全体が安全で安心して快適に利用できることについて、一般利用者の理解が得られること。
- ③ 近隣住民の理解が得られること
ドッグラン設置に対する公園の近隣住民の理解が得られること。

また、ドッグラン整備内容として、以下を標準として提示しています。

面積	概ね1,000㎡以上とし、最低でも500㎡程度を確保する。
エリア区分	犬の安全性、犬同士のトラブルを回避するため少なくとも小型犬、一般ゾーンの2区分は設定する。
入口の構造	他の公園利用者の怪我を防止するため、リードを放した犬が逃げにくいよう、安全性を考慮して入口とエリア入り口を二重構造とする。
地面の材質	病原菌が繁殖しにくい素材とする。
フェンスの構造	ドッグラン外周 形状:メッシュフェンス 高さ:1.5m以上 小型犬ゾーンと一般ゾーンを仕切る場合のフェンス 高さ1.5m以上
犬用のトイレ	各エリアに1つずつ配置
犬用の水飲み場と足洗い場	水飲み場兼足洗い場を1箇所以上設置
リードに関して	リードフックは設置しない(他の犬に襲われたときに逃げることができるようにするため。) ドッグラン以外でのノーリードは禁止する。
飼い主用の休憩施設	ベンチに関する要望が高かったため設置する。また、日かげを確保するためパーゴラや植栽を設置できることとする。
掲示板	利用規約その他を掲載した掲示板を設置する。

4 区内の公園等の整備状況について

港区の公園等の面積は、都市計画公園の整備、開発事業等に際した提供公園の整備によって着実に増加していますが、人口増加を背景に一人当たりの公園等面積は減少しています。令和3年の区民一人当たりの公園面積は4.08㎡ですが、「港区立公園条例」において区内の都市公園の区民一人当たりの敷地面積の標準を5㎡以上としており、子どもがのびのびと遊び、大人がくつろぎ憩える、区民にとって身近な公園等が十分整備されているとは言えません。

公園・緑地の整備状況(港にぎわい公園づくり推進計画より抜粋)

種別		平成17(2005)年		平成26(2014)年		令和3(2021)年	
		箇所	面積(㎡)	箇所	面積(㎡)	箇所	面積(㎡)
港区の公園等	区立公園	43	257,427	49	303,276	49	321,138
	区立児童遊園	59	34,375	58	41,347	56	41,648
	区立緑地	25	55,623	37	74,852	40	78,873
	区立遊び場	14	16,531	12	10,050	10	8,183
	小計	141	363,956	156	429,525	155	449,842
東京都の公園		7	324,200	8	339,829	8	341,382
国の公園		2	268,600	2	263,716	2	263,716
公園等面積(㎡)		150	956,756	166	1,033,069	165	1,054,939
(参考値) オープンスペースの面積(㎡)※1		134	312,282	175	344,427	189	367,045
人口(人)※2		172,237人		237,145人		258,821人	
一人当たり公園等面積(㎡/人)		5.55㎡/人		4.36㎡/人		4.08㎡/人	

※1 総合設計制度により設けられる公開空地の総面積

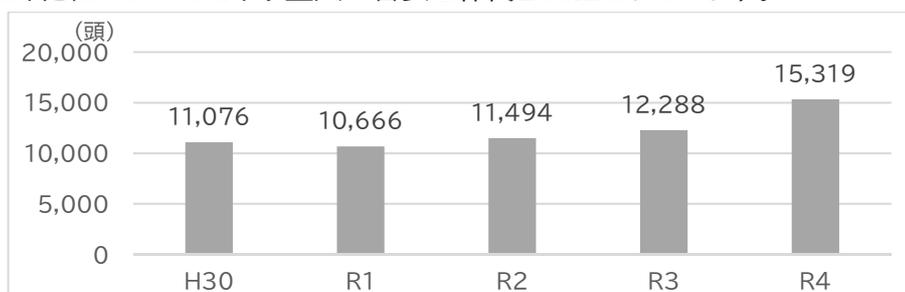
※2 住民基本台帳に基づく各年4月1日現在の人口

5 港区における畜犬件数及び犬種について

港区における、畜犬登録数は令和元年度から令和4年度まで増加し続けており、区内で飼育される犬は増加し続けています。

また、畜犬登録の犬種ごとの内訳を分析すると、最も多いのがトイ・プードルで全体の23%、続いてチワワが12%、ポメラニアン及びミニチュア・ダックスフンドが各5%、柴犬が4%となっています。上位5種で全体の約50%を占めており、そのうち柴犬以外は小型犬であり、小型犬の飼育が多い状況となっています。

なお、港区においては、小型犬の目安を体高25cmとしています。



畜犬登録頭数(令和5年度版事業概要「港区の保健福祉」より)

畜犬登録されている犬種の上位10種(令和5年10月26日時点)

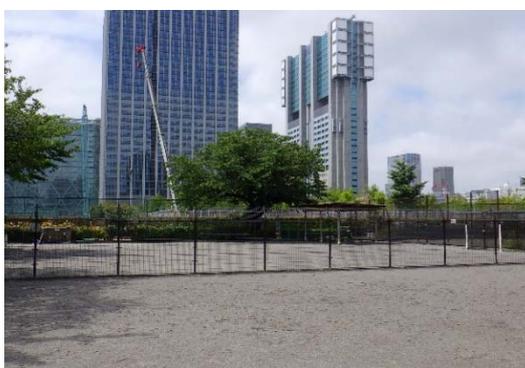
順位	犬種	割合	種別	順位	犬種	割合	種別
1	トイ・プードル	23%	小型	6	ヨークシャー・テリア	3%	小型
2	チワワ(ロング・スムースコート含む)	12%	小型	7	ミニチュア・シュナウザー	3%	一般
3	ポメラニアン	5%	小型	8	フレンチ・ブルドッグ	3%	一般
4	ミニチュア・ダックスフンド	5%	小型	9	マルチーズ	2%	小型
5	柴犬	4%	一般	10	シーズー	2%	小型
				-	ミックス犬	14%	-

※ミックス犬については、個々の種類がわからないため、分析から除外

6 区内に設置されているドッグラン

港区においては、芝浦中央公園及び港南緑水公園にドッグランを設置しています。令和4年度においては、登録者数が1,693人となっており、多くの方々に利用されています。一方で、平成19年度に芝浦中央公園、平成24年度に港南緑水公園において、ドッグランが設置されて以降、新たなドッグランの設置には至っていません。

	芝浦中央公園	港南緑水公園
面積	1,058 m ²	531 m ²
設置年月	平成19年4月	平成24年4月
管理体制	区(指定管理者)	区(指定管理者)
開放時間	7時~17時(10月~4月) 6時~19時(5月~9月)	7時~19時(通年)
エリア区分	一般犬用・小型犬用	一般犬用・小型犬用
登録数(R4)	1,693人	



芝浦中央公園ドッグラン



港南緑水公園ドッグラン

7 ドッグラン設置における課題について

港区の公園等の面積は、都市計画公園の整備、開発事業等に際した提供公園の整備によって着実に増加していますが、人口増加を背景に一人当たりの公園等面積は減少しており、区民にとって身近な公園等が十分であるとは言えません。現考え方では、ドッグランの標準面積を1,000㎡としています。区立公園の規模では標準面積のドッグランを整備すると、人が利用できる広場空間を大きく占有してしまうこととなります。このことから、公園規模に応じたドッグラン面積とするよう標準面積の見直しを行う必要があります。

一方で、港区において畜犬登録件数は増加傾向にあり、区内のドッグラン需要は高まっています。現考え方では、ドッグランの最低面積を500㎡としています。分析により小型犬の割合が高いことがわかっており、必ずしも500㎡を確保できなくても、小規模なドッグランを設置することで、犬の散歩による利用と、そのほかの公園の一般利用との棲み分けが可能になり、人が利用する広場空間を大きく占有せずに、全ての人が安心して利用することができる公園を実現できると考えます。

そこで、区民にとって身近な公園の公園機能を確保したうえで、ドッグラン設置の要望があった場合に、各公園の実情に応じたドッグラン整備を広く検討することができるよう、標準面積及び最小面積を見直します。

第2章 公園におけるドッグランの標準面積及び最小面積の検討

1 ドッグランの標準面積の検討

公園は、住民の屋外における休息、鑑賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用に供するとともに、あわせて都市環境の整備及び改善、災害時の避難等に資するために設けられる公共空間です。

公園にドッグランを設置する場合、犬を連れた利用者とその他の利用者の利用の棲み分けがなされ、公園での放し飼いによる事故などの危険を防止し、全ての利用者がより快適に公園を利用できるようになる一方で、その区域は犬を連れた利用者にのみ利用が限定されることとなり、必ずしも都市公園としての機能を向上させるものとは言えません。

公園において建築物が設けられる場合、公園としての機能に支障が生じることとなる一方で、都市公園の効用を増進するためには、公園トイレや管理事務所など全ての建築物を欠くことはできません。このようなことから、都市公園法及び港区立公園条例では、公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を超えてはならないと規定しています。

ドッグランは、広場空間を一部占有し、都市公園としての機能に支障を生じさせる場合がある一方で、公園の立地や利用状況によっては公園の効用を増進するために必要とされる場合もあるという点では、建築物と一致しています。

以上のことから、ドッグランの標準面積について、都市公園における建築面積を準用し、公園面積の2%までとします。

2 ドッグランの最小面積の検討

(1)特別区内におけるドッグラン設置状況

東京都においては、都民のドッグラン設置の要望を受けて、水元公園など11公園(海上公園を含む)にボランティアの協力や駐車場の整備を条件に設置しています。都立公園は、区立公園と比較すると開園面積が大きく、ドッグラン面積も 1,000 m²以上確保できています。

一方、特別区においては、常設ドッグランの設置は8公園となっています。小規模公園が多い区立公園ではスペースに余裕がないことや、周辺住居と近接していることなどから、多くの区で常設ドッグランの設置は困難となっています。しかし、開園面積等の条件により設置が困難な中でも、100 m²から 200 m²程度の小規模なドッグランを設置するなどの工夫により、ドッグラン設置の要望に応えている例もわずかながらあります。

東京都(特別区内)及び特別区のドッグラン設置状況表

	公園名称	開園面積	ドッグラン面積
都立公園 (建設局)	水元公園	96.7ha	3500 m ²
	舎人公園	65.0ha	1974 m ²
	木場公園	23.9ha	2040 m ²
	代々木公園	54.5ha	3626 m ²
	駒沢オリンピック公園	41.4ha	1200 m ²
	蘆花恒春園	8.0ha	1450 m ²
	城北中央公園	25.9ha	2000 m ²
	篠崎公園	31.3ha	1608 m ²
都立公園 (港湾局)	大井ふ頭中央海浜公園	45.4ha	1528 m ²
	辰巳の森海浜公園	20.7ha	1730 m ²
	城南島海浜公園	20.0ha	2800 m ²
区立公園 (常設のみ)	築地川公園(中央区)	1.4ha	647 m ² (現在 127 m ² (仮設))
	浜町公園(中央区)	4.7ha	305 m ²
	晴海臨海公園(中央区)	3.9ha	480 m ²
	落合公園(新宿区)	1.0ha	1000 m ²
	落合中央公園(新宿区)	2.1ha	480 m ²
	隅田公園(台東区)	10.7ha	300 m ²
	平和の森公園(中野区)	7.0ha	300 m ²
	目白台運動公園(文京区)	3.0ha	370 m ²

※都立公園(建設局)については、東京都「都立公園ガイド(令和5年度～6年度)」より

都立公園(港湾局)については、東京都「海上公園ガイド2023」より

区立公園については、開園面積は東京都「公園調書データ」、公園ドッグラン面積は各区へのヒアリングより

※※都立公園において設置要望があった場合は、引き続き東京都に設置要望をしていきます。

(2)500m²以下のドッグランの運用状況

特別区内に設置されているドッグランのうち、500 m²以下のドッグランが設置されている公園は6箇所あります。(仮設のドッグランについては除外します。)

それぞれの自治体に小規模なドッグランの運用についてヒアリング調査を実施したところ、6公園のうち2公園については、過去にドッグラン面積を拡大してほしいという要望を受けたことがあるとの回答がありました。一方で、ドッグランに関して受ける苦情については、利用者の利用マナーに係わる苦情が大部分を占めており、ドッグラン面積が小規模であることが原因となったトラブルは発生していないことがわかりました。

このことから、500 m²以下の小規模なドッグランについて、一部面積拡大の要望はあるもののドッグランの規模に係わることなく、十分に機能を果たしており、設置する意義があることが明らかとなりました。

500㎡以下のドッグランが設置されている公園一覧表

	公園名称	面積	エリア分け	常駐管理人の有無	運営団体
中央区	浜町公園	305㎡	①小型犬エリア(105㎡) ②フリーエリア(200㎡)	なし	なし
中央区	晴海臨海公園	480㎡	①小型犬エリア(240㎡) ②フリーエリア(240㎡)	なし	なし
新宿区	落合中央公園	約500㎡	①フリーエリア(約500㎡)	なし	なし
台東区	隅田公園	約300㎡	①中・小型犬エリア(約150㎡) ②フリーエリア(約150㎡)	なし	なし
中野区	平和の森公園	約300㎡	①小型犬用(約100㎡) ②大型犬用(約200㎡)	なし	なし
文京区	目白台 運動公園	370㎡	①フリーエリア (2エリアそれぞれの面積は不明)	なし	なし

※港区調べ

(3) 最小面積の見直しについて

特別区内におけるドッグランの設置状況及び他区へのヒアリングの結果、500㎡以下の小規模なドッグランが多数設置されており、小規模であってもドッグランとしての機能を十分に果たしていることが明らかとなりました。

港区のドッグランは、小型犬用と一般犬用の2区分に分けて運営しています。中野区では、小型犬用の面積が最小の約100㎡で、台東区では一般犬用(フリーエリア)の面積が最小の約150㎡で運用しています。どちらの区においても、小規模であることに起因する苦情等が寄せられることなく運用できていることから、ドッグラン設置地域及び公園の特徴や住民等からの要望によっては、小型犬用では100㎡程度、一般犬用では150㎡程度でもドッグランを設置する効果は十分にあると考えられます。

また、港区では畜犬登録されている犬種の分析により、小型犬の飼育が多いことが明らかとなっており、ドッグランの利用についても小型犬の利用が高い割合を占めることが予想されます。利用者を限定することのない小型犬用と一般犬用の2区分を設置することを基本としていますが、公園の規模や要望に応じて、小型犬用のみの1区分の設置の検討も可能とする一方で、100㎡程度の面積しか確保できない公園等においても、要望に応じてドッグランの設置が可能となります。

以上のことから、今後区立公園におけるドッグランの設置要望があった際、より広くドッグランの設置に向けた検討を進めることができるように、小型犬用と一般犬用の2区分の設置を基本としつつ、小型犬用の1区分での設置も可能とし、ドッグラン最小面積については、他区で設置されている100㎡とします。

第3章 区立公園におけるドッグラン設置の基本的考え方

1 ドッグラン設置検討に当たっての条件

これまでの検討及び芝浦中央公園・港南緑水公園におけるドッグラン運営から、ドッグラン整備に当たっては、以下の3つの条件が整うことを前提として、ドッグラン設置の検討を行います。

① ドッグランの標準面積を確保できること

ドッグランを設置しても、ドッグラン以外の利用に供する公園機能を十分確保できる規模の公園であること。

エリア区分や地面の材質、フェンスの構造など『ドッグランの整備内容』に示した整備が可能であること。

② 当該公園利用者の理解が得られること

ドッグラン設置による一般利用者との棲み分けを行うことで、公園全体が安全で安心して快適に利用できることについて、一般利用者の理解が得られること。

③ 近隣住民の理解が得られること

ドッグラン設置に対する公園の近隣住民の理解が得られること。

2 ドッグランの整備内容

これまでの検討及びドッグラン運営を踏まえ、ドッグラン設置の際には、以下のような整備内容とすることを標準とします。

場所	港区立公園(区内の「港区立〇〇公園」という名称の公園)
面積	原則、ドッグラン面積は、最低でも100㎡程度を確保し、公園面積の2%以内を標準面積とする。 なお、公園面積の2%を超えるドッグラン設置を検討する場合は、近隣住民の合意を必要とする。 (例:2,500㎡の公園でドッグランを検討する場合) ・公園面積の2% → $2,500 \text{ m}^2 \times 0.02 = 50 \text{ m}^2 < \text{最低面積 } 100 \text{ m}^2$ ※2,500㎡の公園で最低面積 100㎡のドッグランをつくる場合、近隣住民の合意が必要となる。
エリア区分	犬の安全性、犬同士のトラブルを回避するため少なくとも小型犬、一般ゾーンの2区分は設定する。エリア毎の最低面積は、小型犬ゾーンを100㎡、一般犬ゾーンを150㎡とする。 なお、公園の規模により2区分の設定が困難な場合は、1区分(小型犬専用エリア)も可とする。
入口の構造	他の公園利用者の怪我を防止するため、リードを放した犬が逃げにくいよう、安全性を考慮して入口とエリアの入口を二重構造とする。
地面の材質	病原菌が繁殖しにくい素材とする。
フェンスの構造	ドッグラン外周 形状:メッシュフェンス 高さ:1.5m以上 小型犬ゾーンと一般ゾーンを仕切る場合のフェンス 高さ:1.5m以上
犬用のトイレ	各エリアに1つずつ配置
犬用の水飲み場と足洗い場	水飲み場兼足洗い場を1箇所以上設置
リードに関して	リードフックは設置しない(他の犬に襲われたときに逃げることができるようにするため)。 ドッグラン以外でのノーリードは禁止する。
飼い主用の休憩施設	ベンチに関する要望が高かったため設置する。また、日かげを確保するためのパーゴラや植栽を設置できることとする。
掲示板	利用規約その他を掲載した掲示板を設置する。

3 ドッグラン設置の検討方法について

(1)ドッグラン設置要望書の提出、内容精査及び設置場所の調査

① ドッグラン設置要望書の提出

ドッグラン設置要望書の提出があった公園について、設置の検討を行います。設置要望書は、区内在住の公園利用者10名以上(1世帯1名)の合意を必要とします。さらに、ドッグラン設置を要望する公園から250m圏内に在住の区民の割合が 2/3 以上とします。

② ドッグラン設置要望書の内容精査及び設置場所の調査

各総合支所まちづくり課がドッグラン設置の要望を受けた場合、内容を精査し、子育て施設の公園使用状況(保育園の代替遊戯場の指定)等の確認や現地調査を実施したうえで、場所の要件を満たす要望であるか確認します。なお、場所の要件を満たしていても、近く改修を予定している公園や既に設置検討を行い中止となった公園などその他の事由により設置要望に沿えない場合があります。

場所の要件を満たしていることが確認できたら、当該公園へのドッグラン設置の検討を各総合支所まちづくり課で進めます。

【場所の要件】

- ・公園に隣接する建物から離れている等近隣に影響の少ない場所
- ・園内に水栓がある場所
- ・公園の一般利用に影響の少ない場所

(2)周辺町会・自治会に対する周知・意見交換

(1)で要望のあった設置予定箇所から原則250m圏内の町会・自治会と意見交換を行います。なお、町会・自治会から反対があった場合には、試行設置を中止とする場合があります。

(3)近隣住民及び公園利用者への意向調査①

試行設置前に、近隣住民、公園利用者へ試行設置について賛成か反対かの意向調査をします。なお、公園面積の2%を超えるドッグランを設置する場合は、公園面積の2%を超えるドッグランを設置することについても併せて調査します。

- ・近隣住民については、設置予定箇所から250m圏内の把握可能な世帯及び法人を対象に意向調査を実施します。なお、公園を代替遊戯場として指定している子育て施設については、250m圏外であっても意向調査を実施します。
- ・公園利用者については、平日・休日各1回、7時から19時まで意向調査を実施します。

意向調査の結果、返信があった回答について、近隣住民及び公園利用者のいずれかで賛成意見が反対意見より多い場合、試行設置に進みます。

(4) 試行設置の実施

町会・自治会、近隣住民及び公園利用者に周知を行った上で試行設置を実施します。

周知は試行設置の2週間前までには行い、園内への掲示、近隣住戸へのポスティング等設置場所に応じて効果的な周知方法を選択して行います。

なお、試行設置期間は1か月程度としますが、近隣住民等の意見に応じて延長も可能とします。

(5) 公園利用者及び近隣住民への意向調査②

試行設置後、町会・自治会と本格設置について意見交換を実施したうえで、近隣住民及び公園利用者にドッグランの本格設置について、賛成か反対かの意向調査をします。

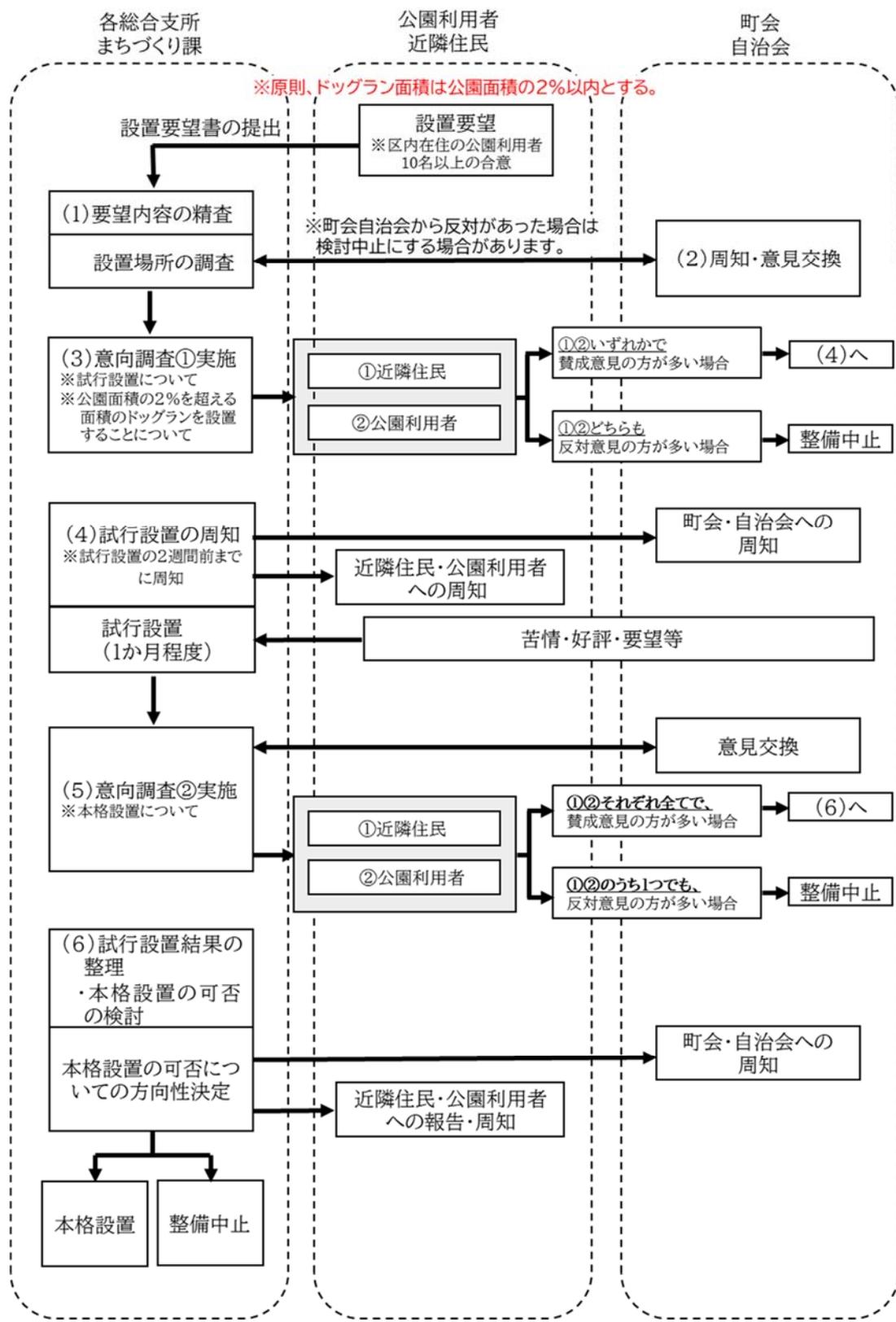
・近隣住民については、設置予定箇所から250m圏内の把握可能な世帯及び法人を対象に意向調査を実施します。なお、公園を代替遊戯場として指定している子育て施設については、250m圏外であっても意向調査を実施します。

・公園利用者については、平日・休日各1回、7時から19時まで意向調査を実施します。

(6) 試行設置結果の整理、本格設置の可否の検討及び報告

試行設置後の意向調査の結果、近隣住民及び公園利用者からそれぞれ全てで賛成意見が反対意見より多い場合、本格設置の可否の検討に進みます。なお、原則意向調査結果に基づいて本格設置の可否を判断しますが、試行設置の結果、ドッグラン以外の利用に供する公園機能を十分に確保できないと判断した場合など、本格設置はできないと区で判断する場合があります。

検討の結果、本格設置の可否について方向性を決定した場合、広報みなど、港区ホームページ、X(旧 Twitter)、園内への掲示等設置場所に応じて効果的な方法を選択し、町会・自治会、近隣住民、公園利用者に報告します。



ドッグラン設置に向けた検討フロー図

4 ドッグランの管理運営に当たって

(1)管理運営に当たっての必要事項

利用者が快適にドッグランを利用できるようにするためには、以下のような管理運営が必要です。

① ボランティアや専門知識を有する団体などの協力を得ること

利用者で構成するボランティア団体や、犬に関する専門知識を持った団体等の協力を得ることで、人と犬との共存の場を実現するに適した管理・運営体制の構築を目指します。

② ルールとマナーの徹底

芝浦中央公園のドッグランの試行に際しては利用規約を策定し、大きなトラブルもなく運営が行われました。しかし、中には犬を連れていない人の入場、ドッグラン内での飲食・喫煙等規約を守らない人が見られました。飼い主のマナーの徹底を図っていくためにも、ドッグランでの犬のしつけ方教室やマナー教室などを開催し、公園や公共の場における飼い主のマナー向上を図り、快適な人と犬との共存を実現します。

③ 利用登録制度

利用登録制度は、飼い主のマナーと密接な関係があり、保健所と連携し畜犬登録や狂犬病予防接種をしている犬の利用とするために採用します。

④ 愛犬家に広く開放された施設としての運営

一部の愛犬家の利用に供されることなく、幅広い愛犬家に利用される施設として運営します。

(2)ドッグラン利用規約

ドッグランでは、利用者に以下の利用規約を守って利用いただきます。利用規約はドッグランにわかりやすく掲示し、周知してください。

ドッグランは、犬と飼い主のみなさんが、マナーを学びながら楽しく過ごす場所です。

下記のことを守って、ご利用ください。

1. ドッグランを利用するためには、あらかじめ利用登録し、登録証の発行を受けてください。登録されていない犬はご利用できません。
2. 利用時には登録証が見えるように携行してください。
3. ドッグラン内外で起きた犬のトラブルは、飼い主の自己責任とさせていただきます。港区は責任を負いません。
4. 混合ワクチンの予防接種を1年以内に受けていない犬、および病気の犬は利用できません。
5. 発情期のメス犬は利用できません。
6. 犬以外のペットの入場、犬を連れていない人の入場はできません。

7. 三歳以下の乳幼児は入場できません。
8. 中学生以下は、保護者の同伴が必要です。また、子供を連れて入場する時は、子供からも目を離さないでください。
9. 飼い主の飲食はできません。
10. 犬のおもちゃ、食べ物の持込みはできません。
11. フンは飼い主の責任において持ち帰り処分してください。
12. 営利目的の活動はできません。
13. 公園内のドッグラン以外の場所では、放し飼いをしないでください。
14. 飼い主は常に愛犬から目を離さず、いつでも速やかに対処できる十分な気配りをお願いします。

付則

この考え方は、平成23年3月から適用する。

付則

この考え方は、令和6年3月から適用する。